

構成事業主 各位

協同組合ワークス

代表理事 曾我部 優 弘

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース） 取組事業の実施について（通知）

働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制及び年次有給休暇の年5日取得義務への対応並びに人材確保・定着は、構成事業主各位に共通する重要な経営課題となっています。

このたび当組合は、構成事業主における労働時間等の設定の改善及び生産性の向上を図るため、働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）支給要領に基づき香川労働局より交付決定されましたので下記のとおり取組事業（改善事業）を実施することを通知します。

各構成事業主におかれては、本事業を積極的に活用し、自社の労働時間管理の改善及び人材確保の取組に役立てられるようお願いします。

記

1 事業名

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）に係る改善事業

2 取組事業の内容

（1）働き方改革セミナーの開催

労働時間等の設定の改善（勤務間インターバル制度に係る事項を含む。）に関するセミナーを開催する。セミナーは撮影・収録のうえ、収録内容を全構成事業主へ配布、アンケートにより活用状況を確認する。

（2）巡回指導及び個別相談窓口の設置

構成事業主（21事業主）を対象とする個別巡回指導を実施するほか、労働時間管理・休暇制度等に関する個別相談窓口を組合内に設置する。

（3）人材確保に向けた取組事業

構成事業主の人材確保・定着の促進に資する取組を専門業者への発注により実施する。

3 事業実施期間

交付決定の日から令和9年2月14日まで

4 その他

本事業に要する費用は、助成金及び組合の負担により実施し、構成事業主の費用負担はありません。セミナーの開催日時、巡回指導の日程等の詳細は、決定次第、別途案内します。

5 本件に関する問い合わせ先

協同組合ワークス 事務局 電話 087-815-1173